

第1回市民協働指針検討委員会 議事録

日 時	平成18年11月20日(月) 18:30～20:30
場 所	市役所3階第一委員会室
出席者	委 員 泉谷 清、鎌倉 洲夫、亀石 和代 久保 純一、松本 史典、吉田 愛子 恵庭市 企画財政部長 、企画財政部次長 広報広聴課長 、広聴主査
<p>1. 企画財政部長 挨拶</p> <p>2. 委員長の選出 久保 純一氏を選出(全員 承認)</p> <p>3. 久保委員長の議長により議事に入る</p> <p>4. 自己紹介</p> <p>5. 指針策定経過及び今後の予定説明 広報広聴課長 説明 併せて参加協働に関する議会答弁を説明 開く</p> <p>6. 指針原案の説明 開く 広報広聴課長 説明</p> <p>7. 指針原案のパブリックコメント 開く 広報広聴課長 説明</p> <p>8. 質疑及び意見交換</p> <p>事務局 資料のパブリックコメントの意見、回答原案の内容を検討の取っ掛かりとしていただきたい。パブリックコメントの回答は、委員の皆さんの検討を加えた上で公表していきたい。</p> <p>委 員 意見14で指針9Pの審議会等の改善については、未だ従来の委員構成、選出方法の審議会等が残っているのでは、という意見で、指針原案の記載の修正を求めたわけではない。 意見7の指針1P「市民」の解説があるが「行政」の解説もほしいとの意見ですが、大変難しいと思う。意見2等に出されているページ数のことですが、指針のページ数は10ページ前後が良いと思います。あまり長くなく一般市民が読みやすい形で出来ればと考える。 指針10Pで「市民に期待される役割」を行政と対等に扱うということで「行政が果たす役割」と同じく「市民が果たす役割」の方が良いと思う。</p> <p>事務局 「行政」の説明は非常に難しい。結局、資料に示した説明になってしまうが、理解が難しい内容になってしまう。</p> <p>委 員 「行政」とは「恵庭市のこと」でいいのではないか。</p> <p>事務局 検討します。</p> <p>委 員 私はこの指針を読んだが、行政的な文章で一度読んだだけではなかなか理解できない。ページ数もそうだが、もっと簡略にわかりやすいものとしてほしい。</p> <p>委 員 市民に理解を得るためには、簡潔なダイジェスト版的なものが必要である。 自治基本条例の制定についての考え方は、また、以前策定した「NPOとの協働指針」、「職員向け協働指針」とのつながりは。</p>	

事務局

先ほど協働に関する理事者の議会答弁を説明したが、自治基本条例策定の前段として本指針を位置付けている。「職員向け協働指針」はまず市職員が協働に関する共通した考え方を持つことを目指し、「NPOとの協働指針」は協働事業を実施する際の考え方、留意事項を示している。本指針はその流れの一環として、市民に向けた指針で、次の段階が自治基本条例になると考えている。指針は状況に応じて条例に比べて変更しやすく、その時々マッチしたものとすることができるというメリットがある。

本指針案の体裁を大幅に変更することとはならないが、ダイジェスト版的なものの作成について検討します。

委員

私は、1%支援制度の委員にも就任しておりますが、この市民協働指針との関わりは。

事務局

具体的な参加協働事業の考え方の基本となるものと考えている。ただし、本指針に事業が付随するという事ではないし、上下関係ということでもない。本指針の策定は具体的事業の検討に影響されることは無いが、事業担当部署と逐次情報の交換をしながら進めていく考えである。

委員

指針10Pで「市民に期待される役割」の表記は先ほどの意見にもあったが、行政と市民は対等の立場との考えが基本であるとして、義務的な表現を避けるなら「行政の役割」「市民の役割」としては如何か。

事務局

「行政の役割」、「市民の役割」に修正します。

委員

まちづくりは市民と行政、そして議会もその役割を担うと考えるが、指針では触れられていない。また、策定の段階で議会の意見は聞くのか。

事務局

本指針は市民と行政の関係を示すものです。議会については、当然市民と行政の関係の変化を捉えての活動が求められるものと考えています。自治基本条例には市民、議会、行政の役割が明記されるものと考えています。策定段階の議会への説明は、委員会レベルとなりますが行う予定です。

委員

この指針の最終目標は、自治基本条例を策定することですか。

事務局

そうです。

委員

仕事から、難解な法律用語をどうわかりやすく説明するかいつも考えている。この指針の記述も同様に市民にわかりやすい内容としていくよう検討していきたい。